在宅保健師会「あいち」会則

(目的)

第1条 この会は、在宅保健師(職場を離れて家庭にいる有資格者またはそれに準じる者)が、その経験と実績を生かして保健活動を行い、保険者の保健事業を推進するため、必要な知識と技術の向上及び会員相互の交流を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、在宅保健師会「あいち」と称し、事務局を愛知県国民健康保険団体 連合会(以下「国保連合会」という。)内に置く。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、国保連合会の協力と支援を得て次の 事業を行う。
 - (1) 地域における保健活動の支援
 - (2)(1)の事業を行うに必要な情報交換及び調査研究
 - (3) 講演会・研修会・交流会等の開催
 - (4) 関係機関との連絡調整
 - (5) 会報の発刊
 - (6) この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、愛知県に在住または愛知県内に勤務したことのある在宅保健師(正規雇用職員を除く)及び国保連合会職員(係長職以上のものに限る)で、この会の趣旨に賛同するものとし、入会、退会においては各自事務局に連絡し、別紙入会届(様式1)、退会届(様式2)により各手続きを行う。

(総会)

- 第5条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、原則として年1回開催し、 会員の過半数(委任状含む)の出席をもって成立する。議事は出席会員の過半数の同 意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会は、会長が召集し、その議長となり、次の事項について議決する。
 - (1)事業計画に関すること。
 - (2) 事業報告に関すること。
 - (3)役員選出に関すること。
 - (4) その他、総会の議決を必要とすること。

(書面表決総会)

- 第5条の2 総会は第5条に規定された議決事項に関し、やむを得ぬ事情により会長が 総会を招集することができないと認めるときは、その議決すべき事項を書面表決する ことができる。
- 2 書面による議決は、会員の過半数の書面の提出をもって成立し、その過半数で決し、 可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(役員)

- 第6条 この会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名(1名は国保連合会職員とする。)

- (3) 幹 事 8名(名古屋、尾張西、尾張東、西三河、東三河の各地区1名又は 2名とする。)
- 2 役員は会員の中から互選し、任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

- 第7条 この会に、第6条の役員により構成する役員会を置き、会長が必要に応じて招集する。
- 2 役員会は、この会の運営及び事業の円滑な推進を図るために必要な事項について協議する。

(会報編集委員)

- 第8条 この会に、会報を発刊するため次の委員を置く。ただし、この委員は国保連合 会職員を除く役員をもって充てる。
 - (1) 委員長

1 名

(2)委員

3名

(会報編集委員会)

- 第9条 この会に、第8条の委員により構成する委員会を置き、委員長が必要に応じて 招集する。
- 2 委員会は、会報を発刊するために必要な事項を協議し編集する。
- 3 委員会には、会長又は副会長が参加する。

(研修委員)

- 第10条 この会に、研修会、情報交換会等を開催するため次の委員を置く。
 - ただし、この委員は国保連合会職員を除く役員をもって充てる。
 - (1)委員長

1名

(2)委員

3名

(研修委員会)

- 第11条 この会に、第10条の委員により構成する委員会を置き、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会は、研修会、情報交換会等を企画し、必要な事項を協議する。
- 3 委員会には、会長又は副会長が参加する。

(経費)

第12条 この会の運営に必要な経費は、予算の範囲内で国保連合会が負担する。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成10年4月21日から施行する。

附則

- この会則は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月26日から適用する。 附 則
- この会則は、平成12年6月1日から施行し、平成12年5月1日から適用する。 附 則
- この会則は、平成13年6月6日から施行し、平成13年4月18日から適用する。

附則

- この会則は、平成14年6月7日から施行し、平成14年4月26日から適用する。 附 則
- この会則は、平成16年6月17日から施行し、平成16年3月8日から適用する。 附 則
- この会則は、平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、平成21年6月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、平成26年6月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、平成29年5月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この会則は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

入 会 届

在宅保健師会「あいち」会長様

私は、在宅保健師会「あいち」への入会を申し込みます。

		1414,	14.17.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	11 T (0)		クス芸で中した	シ ック み り 。		
						西暦	年	月	日
住	所	丁							
ふりた	バな								_
氏	名								
生年。	月日	西暦	年	月	<u>日</u>	年齢	歳		
ТЕ	L				携 帯				
$\mathbf{E} - \mathbf{n}$	nail								
これる	までに	在職したこ	とがある機	関の番号	に○を付け	てください。			
[1,	市町	村 2、県	3、政令市	4、企業	業・事業所	5、教育機関	6、その他	()]
本会を	をどこ	で知りまし	たか。〇を′	付けてく	ださい。				
【知》) 合い	からの紹介	・国保連合	会のホー	ムページ・	その他()]
						けることはあり		41 1	1
*本会 ざいさ		動に関連し	、会員情報(比名・電	話番号・お	3住いの市町村)	を役員が閲覧	正すること	とがこ
				=	 【送付・問 〒461-853	 い合わせ先】 89			
事務	5局記	 入欄) <u>2</u> 区泉一丁目6番	5号		

入会日 年 月 日 個別 I D

愛知県国民健康保険団体連合会 保健事業課

 ${\tt TEL}: 052 {-} 962 {-} 1379$

e-mail: jigyouka@aichi-kokuho.or.jp

退 会 届

在宅保健師会「あいち」会長 様

~	のたび私け	下記の理由に	- 上り	貴会を退会し	ハたー	ます

	このたび私は	下記の理	由により、	貴会を	を退会いたし	します。		
					西曆	年	月	日
住 所 <u>-</u>	T							
- ふりがな								
氏 名 _								
TEL_			F A	Х _				
【退会理由】	※該当する	ものに○F	7をお願い	します。				
1. 就職	のため	2. 高齢	伶のため		3. 転居			
4. 多忙	このため	5. その	他 差し	支えなに	ければ理由を	お書きくた	ごさい 。	
		()		
注)上記の	込会届について	ご記入の」	二、事務局	までお送	きりください	0		
			《送付名	先・問台	させ先》			
事務局記入					名古屋市東保険団体連行 保険団体連行 乗業課		目6番5-	号
	年 月 ————	日		052-9	62-1379			
			e-mail	jigyou	ıka@aichi-l	kokuho.or	.jp	